

第 479 回岐阜地方最低賃金審議会議事録

令和 5 年 10 月 20 日（金）10：00～

岐阜合同庁舎 5 階共用第一会議室

平野室長	<p>定刻となりました。</p> <p>本日は御多用のところ第 479 回岐阜地方最低賃金審議会に御出席賜り厚く御礼申し上げます。</p> <p>本日は、公益代表の寺本委員、労働者代表の杉田委員が御欠席されておりますが、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項に規定する定足数を満たしており、本会が有効に成立しておりますことを御報告いたします。</p> <p>また、本会は公開審議としておりますが、公開公示をしましたところ、傍聴の申込はございませんでした。</p> <p>それでは、ここからは高橋会長に進行をお願いいたします。</p>
高橋会長	<p>皆さん、改めて、おはようございます。</p> <p>これより第 479 回岐阜地方最低賃金審議会を開催いたします。</p> <p>議題 1 「特定最低賃金の改正決定について」です。</p> <p>各特定最賃専門部会の結論について事務局から報告をお願いします。</p>
安藤室長補佐	<p>それでは、各専門部会の審議結果を御報告いたします。</p> <p>お手元の資料を御覧ください。資料 No. 1 が 3 業種の結果、資料 No. 2 と 3 が答申文、資料 No. 4 は専門部会報告書の写しです。</p> <p>資料 No. 1（1 ページから 2 ページ）を御覧ください。</p> <p>まず、岐阜県自動車・同附属品製造業最低賃金についてです。</p> <p>10 月 12 日開催の第 3 回専門部会において、改定額 1,005 円、引上げ額 33 円、引上げ率 3.40%、全会一致での結審となり、審議会令第 6 条 5 項を適用し答申を受けました。改正発効日は 12 月 21 日を見込んでいます。</p>

	<p>次に、岐阜県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金です。</p> <p>10月16日開催の第3回専門部会において、改定額965円、引上げ額36円、引上げ率3.88%、全会一致での結審となり、審議会令第6条5項を適用し答申を受けました。改正発効日は12月21日を見込んでいます。</p> <p>最後に、岐阜県航空機・同附属品製造業最低賃金です。</p> <p>10月10日開催の第3回専門部会において、審議を尽くしましたが、労使の主張に隔たりがあり、公益委員の提案により改定額1,031円、引上げ額40円、引上げ率4.04%により採決し可決されました。</p> <p>したがって、全会一致の議決に至らず、審議会令第6条5項の適用ができなかったことから、本日の審議会で審議していただくことになりました。</p> <p>以上です。</p>
高橋会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、岐阜県航空機・同附属品製造業最低賃金専門部会の結論について、青木部会長から報告をお願いいたします。</p>
青木部会長	<p>おはようございます。</p> <p>それでは、報告いたします。</p> <p>7月27日に岐阜労働局長から岐阜地方最低賃金審議会に対し「岐阜県航空機・同附属品製造業最低賃金」に係る改正決定についての諮問がなされ、8月7日に専門部会が設置されました。</p> <p>その後、9月11日、10月2日及び10月10日の3回にわたり専門部会を開催し、全会一致の決定を目指し審議を重ねてまいりましたが、残念ながら意見が一致することになりませんでした。</p> <p>この間労働者側からは、「新型コロナの影響で業績は悪化したものの、需要回復の兆しがあり、2024年にはコロナ前の水準に戻ると言われている。</p>

また、コロナ禍において業績が低迷したことによって、労働者が減っているため、この先好況となった時に人手不足が予想される。その上で岐阜県航空機最低賃金は、愛知県地域別最低賃金を下回っており、愛知県との賃金格差が生じていることが、労働力流出の原因の一つとなっていることから、特定最低賃金を引上げることによって航空機産業の魅力を高め優秀な人材の確保定着を図ることで産業の発展に繋がる。」との御意見でした。

これに対し使用者側からは、「一番低い水準の労働者に対しセーフティネットの観点で賃上げを議論することは大事ではあるが、現在の航空機最低賃金 991 円は他の業種より高い水準であることを踏まえた議論が重要である。

また、愛知県の輸送用機器最低賃金 997 円との比較で言うと、岐阜の航空機最低賃金は、ほぼ同水準であることから、岐阜の航空機だけ頑張る必要はないのではないかと。

しかしながら、非常に人が採りにくい中、この地域は自動車産業に人が流れる傾向があり、採用に苦戦している状況を考えると、小規模事業場の立場もあるが、それなりに最低賃金を上げて、世の中にアピールする必要がある。但し、上げすぎて将来経営を圧迫することになっては困るので、バランスを見ながら引上げ額の議論をしていきたい。」との御意見をいただきました。

金額については、労働者側から、現在の航空機最低賃金 991 円に昨年 10 月から今年 6 月までの物価上昇率 4.3% を乗じた 43 円、これに昨年の岐阜県最低賃金の引上額 30 円と航空機最低賃金の引上げ額 20 円の差額である 10 円を加え、53 円（5.35%）引上げ 1,044 円が提示されました。

その後協議を重ね労側からは 50 円に歩み寄りがあり、最終的には 41 円（4.14%）引上げの 1,032 円が示されました。

一方、使用者側からは、特定最低賃金は企業の支払能力の観点から決定すべきであり、業績が良い時は上げ悪い時

	<p>は自重すべきもので、物価上昇率は考慮すべきではないとし、現在の航空機産業の経営状況は厳しいこと。</p> <p>また、地域別最低賃金の政府目標額が 1,000 円であったことから、9 円 (0.91%) 引上げ、1,000 円が提示されました。</p> <p>その後協議を重ね、使側から 18 円に歩み寄りがあり、最終的には 28 円 (2.83%) 引上げ 1,019 円が示されました。</p> <p>その後も労使双方の主張、御意見を伺い十分に協議を重ねましたが、新たな金額提示がなかったため労使双方の同意の上、公益見解を出しました。</p> <p>公益見解としましては、愛知県最低賃金との格差による人材流出を防ぎ、岐阜県の航空機産業の発展を持続させるべきとの観点に立って、その上で地賃に対する特賃の優位性を考慮し、航空機産業の発展を後押しする必要があること、そして特定最賃の適用労働者についても物価高の影響を受けていることから、物価上昇率 4.3%を考慮する必要があること。</p> <p>一方で業況に基づく支払能力に使用者側の委員から、強い懸念が示され航空機産業の業況回復が十分でないということ等を総合的に勘案し、公益からは、40 円 (4.04%) 引上げ 1,031 円を提案いたしました。</p> <p>そして、公益提案に関し採決を行ったところ、賛成 4 名、反対 2 名で可決され、同日専門部会報告書を作成いたしました。</p> <p>以上が専門部会における審議の概要です。</p>
高橋会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、事務局で専門部会報告書の写しを読み上げてください。</p>
安藤室長補佐	<p>それでは読み上げます。</p> <p>資料No.4 (11 ページから 13 ページ) を御覧ください。 (専門部会報告書の朗読)</p>

高橋会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただ今の専門部会報告の「岐阜県航空機・同附属品製造業最低賃金については、時間額 991 円を 40 円引上げ 1,031 円とする。」という結論について、御意見がございましたらお伺いいたします。</p> <p>まず、労働者側委員いかがでしょうか。</p>
労側委員	特にありません。
高橋会長	使用者側委員いかがでしょうか。
川本委員	<p>使用者側から意見を述べさせていただきます。</p> <p>航空機の特定最賃につきましては、使側から、産業の置かれた構造的な現状や目下の業績や収益の現状を踏まえた提案をさせていただきましたが、それが受け入れられなかったと認識しております。</p> <p>現状でも 991 円と、県内では最も高い特定最賃の水準です。そこから更に率にして 4 %、額にして 40 円という提示を公益委員がされたことにつきましては、受け入れ難く思っておりますし、残念な結果だったと思っております。</p> <p>特定最賃議論の今後のその在り方についても、見直していく必要があるのではないかと感じた次第です。</p> <p>以上です。</p>
高橋会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、先程の専門部会報告の採決を行いたいと思います。</p> <p>「岐阜県航空機・同附属品製造業最低賃金については、時間額 991 円を 40 円引上げ 1,031 円とする。」という専門部会報告の結論に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p>
各委員	(賛成：7名挙手)
高橋会長	それでは反対の方は挙手をお願いします。

各委員	(反対：5名挙手)
高橋会長	採決の結果、会長である私を除き 賛成7名、反対5名 ということでございました。 賛成多数により専門部会報告の結論を当審議会の結論 として答申することといたします。 事務局で答申案を準備してください。
事務局	(答申案を配布)
高橋会長	それでは、事務局で答申案を読み上げてください。
安藤室長補佐	(答申案を朗読)
高橋会長	ありがとうございます この答申案でよろしいでしょうか。
各委員	(異議なし。)
高橋会長	ありがとうございました。 では、案文のとおり答申することといたします。 事務局で答申文を用意してください。
(高橋会長、千葉局長、会場中央へ移動)	
安藤室長補佐	(会長に答申文を手渡す)
高橋会長	答申いたします。 (局長に答申文を手渡す)
千葉局長	ありがとうございました。
(高橋会長、千葉局長、席に戻る)	
千葉局長	ただ今、岐阜県航空機・同附属品製造業の改正決定につ きましての答申をいただきました。

	<p>委員の皆様におかれましては、これまで、慎重かつ精力的に調査審議を重ねていただきましたことに深く御礼を申し上げたいと思っております。</p> <p>また、先程御報告申し上げましたように、10月12日に「岐阜県自動車・同附属品製造業最低賃金」、10月16日に「岐阜県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」がそれぞれの専門部会におきまして「全会一致」で議決され答申をいただいておりますので、本日、全ての特定最低賃金の答申がなされたこととなります。</p> <p>改めて公益委員の方々を初めといたしまして、各委員の皆様には厚く御礼を申し上げます。</p> <p>早速、この答申をもとに所要の手続きを取ることにいたします。</p> <p>誠にありがとうございました。</p>
高橋会長	<p>全ての専門部会において結審をしていただきました。</p> <p>参加された委員の皆様におかれましては、慎重かつ精力的な調査審議をしていただいたと思っております。</p> <p>大変ありがとうございました。</p> <p>お疲れ様でございました。</p> <p>それでは、改めてですが、今年度の特定最低賃金の審議全般について、何か御意見、御質問等がございましたらそれぞれの委員の方にお伺いしたいと思います。</p> <p>まず、労働者側委員の方いかがでしょうか。</p>
栗本委員	<p>労側の方から発言させていただきたいと思っております。</p> <p>今年の特定最賃の審議に当たりましては、公益委員の先生の皆様方、使用者側の皆様に御協力いただきましたことにまずは感謝申し上げたいと思っております。</p> <p>最後、労働者側としてそれぞれ3業種の意義について一言ずつ発言させていただきたいと思っております。</p> <p>まず、私の方からは、電機の特定最賃として労側として述べさせていただきたいと思っております。</p>

	<p>審議の中でも発言させていただいておりますが、電機産業は岐阜の基幹産業の1つです。将来性のある電機産業の魅力を高め継続的に発展させていくことが、そこで働く人たちの生活の維持向上につながるものであり、その点につきましては労使共通で目指すところと考えております。</p> <p>今年度は使用者側の方から、岐阜県内の電機産業の魅力につながる金額を提示いただいたと考えております。特定最賃は産業を発展させる1つの手段でありますので、岐阜県内の電機産業の魅力ある適正な金額に向けて来年以降も継続的な審議をお願いしたいと思っております。</p>
奥村委員	<p>改めまして、おはようございます。</p> <p>自動車の奥村です。</p> <p>今回、自動車につきましては過去最高額、それから過去最高引上げ率ということで御尽力いただきました各委員の皆様には、この場を持って御礼を申し上げたいというふうに思っております。</p> <p>先程栗本委員からもお話がありましたように、各産業の魅力はどう上げていくかということが、今後どの産業も課題になってくるかと思っております。やはりそこで働く人が、どれだけエンゲージメントを高く働くか、これは内圧的要因もございまして外圧的な要因もあるかと思っております。その外圧的要因の一つが賃金というところであるかというふうに思っておりますので、そういった部分を継続的に労使お互いに良好な関係に取り組んでいくことが、産業の発展、産業の魅力向上、維持向上に繋がるかなと思っておりますので、来年も引き続き良い労使の関係の下、こういった結果を出せばなというふうに思っております。</p> <p>ありがとうございました。</p>
村上委員	<p>航空機の村上です。</p> <p>改めてですが、長時間にわたり審議いただきましてありがとうございます。</p> <p>労側としても全会一致を基本に臨んだわけですが、それ</p>

	<p>に至らなかったのは非常に残念なのですが、そうは言っても労使共に、それぞれの立場で慎重に審議した結果だろうと重く受け止めております。</p> <p>引続き航空機が魅力ある産業であるためにどうしていくべきか、そのところも含めて引続き労使で議論させていただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>ありがとうございました。</p>
高橋会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、使用者側いかがでしょうか。</p>
澤村委員	<p>まず、電機産業について申し上げたいと思います。</p> <p>今回の金額について使用者側の思いを述べさせていただきます。</p> <p>岐阜県の電機産業を魅力ある産業として引続き労使で発展させていただくことは必要であることを使側としても認識しております。</p> <p>そのためには売上損益を拡大することが必要です。一方で最低賃金、特定最低賃金の引上げも一要素であることは否定いたしません。</p> <p>現在の特定最賃は他産業との格差があり、1,000円に到達していないという実態にも鑑み交渉の過程においてプラスアルファした金額であることを御理解いただきたいと思います。</p> <p>そしてもう一点、現在行政によって企業が賃上げしやすい環境整備として支援策を講じていただいておりますが、補助金等、特に中小企業への支援を引続き行っていただくこと、これが前提としたうえでの金額であることを御理解いただきたいと思います。</p> <p>そして行政には、引続き継続して中小企業の支援をお願いしたいと思います。</p> <p>審議全般について申し上げたいと思います。</p> <p>今回3業種ともそれぞれ置かれた状況が違う中で審議</p>

	<p>をさせていただいたかと思えます。</p> <p>結果として1業種航空機が全会一致に至らず、使用者側反対という結果になり、使用者側が主張する提案を御理解いただけなかった事は残念な結果だったと思っております。</p> <p>今回の結果を重く受け止め、しっかり総括をさせていただきたいと思えます。</p> <p>そして使用者側としては、今一度この特定最賃の役割、向き合い方を確認し、どのように対応していくべきか、考えなければならないと思っております。</p> <p>それぞれの産業の置かれた状況や取巻く環境等をしっかり考慮した上で、改正決定の必要性の有無も含めて慎重に審議していかなければならないと考えております。</p> <p>一方で産業が更に発展していくことについては、労使の協力が必要なこととございますので、引続き労働者側の皆様の御協力をいただきながら産業発展ということについて取組んでまいりたいと思っております。</p> <p>以上です。</p>
竹中委員	<p>自動車の竹中です。</p> <p>まずもって、今年も我々の属する自動車産業は賃金だけではなく、将来に向けての在り方に関して、労側を含め公益の方々共に一緒に建設的な議論ができたことをありがたく思っております。</p> <p>この場を借りて御礼申し上げます。</p> <p>我々の自動車産業ですが、大きな交通変革の中にあります。ガソリン車からEV化が進み自動車の作り方そのものが大きく変わろうとしている。</p> <p>本当に大きな変革期かなと思っております。そうした中で、自動車産業はその分非常にすそ野が広い分、中小零細企業に働く方も多いという認識をしております。</p> <p>そうした中で我々の自動車産業は、これから目先の賃上げだけに捉われるだけではなくて、中小企業にとって持続</p>

	<p>可能な範疇で、賃上げがどうあるべきなのかということもこれからも建設的な意見を取り交わしできたらと思っていますので、また来年もどうかよろしくお願いいたします。</p>
高橋会長	<p>ありがとうございました。 労使双方の委員の方から大変有意義な御意見を頂戴することができたと思います。 ありがとうございました。 次に、議題2「専門部会の廃止について」でございます。 事務局から説明をお願いいたします。</p>
平野室長	<p>それでは説明します。 最低賃金審議会令第6条第7項において、「最低賃金専門部会はその任務を終了した場合は、審議会の議決により廃止する」と規定されています。 岐阜県最低賃金専門部会は、既にその任務を終了していますので、本日付けで廃止する議決をいただきたいと考えております。 また、特定最低賃金3業種の専門部会については、異議申出が無かった場合は、異議申出期間の満了をもって廃止するとの議決をお願いしたいと思います。 以上です。</p>
高橋会長	<p>それでは、「岐阜県最低賃金専門部会を本日付けで廃止すること」並びに「3件の特定最低賃金専門部会について、異議申出が無かった場合、異議申出期間の満了をもって廃止すること」について議決をしたいと思います。 よろしいでしょうか。</p>
各委員	<p>異議なし</p>
高橋会長	<p>異議なしということで、事務局からの提案どおり、それぞれの専門部会を廃止することといたします。 次に議題3「その他」についてです。 事務局から何かありますでしょうか。</p>

<p>平野室長</p>	<p>連絡事項が2点あります。</p> <p>まず、今後の審議日程について御説明いたします。</p> <p>答申に対する異議申出があった場合、異議申出対応の本審を、11月7日（火）午前10時から開催いたします。</p> <p>開催の有無につきましては、異議申出期間終了日となります、開催前日の11月6日（月）の当局閉庁時刻である午後5時15分以降にメールによりお知らせします。</p> <p>但し、11月6日午後5時15分の閉庁後に郵便ポストに異議申出書が提出されることも考えられますので、閉庁後に異議申出の提出があった場合は、翌11月7日この日は開催当日になりますが、午前9時までに電話及びメールにて、開催の有無について連絡させていただきます。</p> <p>また、開催することになった場合の開始時刻は午前11時になりますので、御了承いただきますようお願いいたします。</p> <p>ただ今説明しました内容につきましては、11月7日の審議会開催通知書の別添に記載しておりますので御確認ください。</p> <p>当日の連絡がなかった場合については、開催無しと記載しましたが、再度検討しまして混乱があってははいけませんので、必ず11月7日午前9時までに電話、メールさせていただきます。</p> <p>電話に出られない場合はメールの方を見ていただくということでお願いしたいと思います。</p> <p>2点目となります。</p> <p>8月23日に開催されました第478回岐阜地方最低賃金審議会において、審議会会長から岐阜労働局長に対し、「岐阜県最低賃金改正決定に伴う中小企業・小規模事業者の賃上げ実現に向けた支援施策等に関する政府への要望について」の、建議がなされたところですが、本建議につきましては、9月7日付けで岐阜労働局長から厚生労働大臣へ</p>
-------------	---

	<p>上申しましたことを御報告いたします。 以上です。</p>
高橋会長	<p>ありがとうございました。 その他、委員の皆様から何かございますでしょうか。</p>
各委員	<p>(なし)</p>
高橋会長	<p>それでは、本日の審議会は閉会といたします。 次回審議会は、異議申出が無かった場合、来年3月21日 (木) 午後4時から開催いたします。 皆様お疲れ様でした。 ありがとうございました。</p>